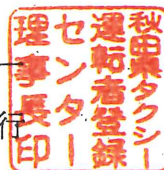


令和6年3月15日

法人タクシー事業者各位

秋田県タクシー運転者登録センター

理事長 佐々木 宏 行



タクシー業務適正化特別措置法第23条第1項に規定する
登録事務等規程の変更(登録手数料等)について

今般、タクシー業務適正化特別措置法第23条第1項に規定する「登録事務等
の実施に関する規程(登録手数料等)」の変更認可を受けたのでお知らせします。

改定前の規程は、平成27年10月1日付け東自旅二第1161号の認可
登録事務等規程の改定は、令和6年3月4日付け東自旅二第1657号の認可

1 変更箇所 別紙1 「登録申請等手数料一覧表」の手数料の額(変更部分抜粋)

内 訳	手 数 料	
	現 行	新
登録申請	1件につき 1,900円	1件につき 5,000円
運転者証交付申請	1件につき 1,900円	1件につき 4,900円
運転者証訂正申請	1件につき 1,700円	1件につき 4,400円
運転者証再交付申請	1件につき 1,900円	1件につき 4,900円

* 運転者証の交付・再交付及び訂正には、別途ラミネート代(100円)が加算されます。

2 変更の理由

(1) 運転者数の減少による収入不足。(2) 即時交付のための職員体制の強化。

3 変更の日 令和6年4月1日(登録申請及び運転者証交付申請)以降の申請

令和6年5月1日(運転者証訂正申請及び運転者証再交付申請)以降の申請